

平 戸 市 監 査 公 表 第 144-2 号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の報告がありましたので、地方自治法第 199 条第 12 項の規定により、措置改善事項を公表します。

令和元年 12 月 13 日

平戸市監査委員 戸 田 幾 嘉

平戸市監査委員 神 田 全 記

第 1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 7 項に基づく財政援助団体等監査

第 2 措置を講じた部局及び意思決定を行った部局

一般社団法人平戸観光協会

第 3 監査の期間

令和元年 8 月 26 日（火）、27 日（水）

第 4 措置を講じた内容及び意思決定を行った内容

別紙のとおり

定期監査「指摘事項等」に係る措置状況一覧

【措置を講じた団体：一般社団法人平戸観光協会】

区分	内 容	措 置
指導事項	<p>1. 平成 29 年度平戸市観光活性化支援（世界遺産等旅行商品造成費用補助）事業補助金について</p> <p>本補助金は、外国人観光客及び世界遺産候補地等を活用した観光客の誘致を目的に新たな旅行商品の造成を支援するもので、当初計画では平成 29 年 6 月 1 日から平成 30 年 2 月 28 日までの期間を対象に、宿泊客 5,000 人の誘客を目標とするものであった。</p> <p>所管課である観光課と協議をしながら事業実施に取り組んでいたものの、対象期間を平成 30 年 3 月 31 日まで延長する変更申請書が提出されたのが、対象期間満了から約 1 ヶ月を経過した平成 30 年 3 月 30 日であったため、変更申請は対象期間満了前に行うべきである。今後は、所管課と協議を行い適切な時期に変更申請を行うなど適正な事務の執行に努めていただきたい。</p> <p>また、補助金の申請から交付までの事務処理において、宿泊業者と旅行会社が宿泊者の目標数値等を含めて協議を行い、宿泊業者が補助金の申請者となり、実績報告等も行う一方で、補助金は、商品を造成した旅行会社へ交付する制度となっている。</p> <p>本来であれば、補助金の受領者である旅行会社が申請、実績報告等も行うべきである。制度設計においては、申請者と受領者間の事務手続きに関する委任状等を整備するなど、両者の関係を明確にしておくことが必要であったと思われるので、今後、同様の事業の制度設計に当たっては検討していただきたい。</p>	<p>今後は同様の事業補助金について実施される場合、対象期間の延長をする見込みがある場合は、予算残高見込みを精査しながら平戸市観光課と早めの協議を行い、適切な時期に変更申請を行うなど適正な事務の執行を行っていきたくと存じます。</p> <p>また、補助金の収受におきましても、事業実施の際に申請、審査、補助金請求、補助金受理の関係性について充分精査し委任状等を整備するなど、両者の関係を明確にして事業実施にあたりたいと損じます。</p>